

健康診断受診の皆様へ

公益財団法人島根県環境保健公社  
医療技監

### 新型コロナウイルス感染症に対応した健康診断受診に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の発生はいまだに完全におさまっていません。

皆様が安心して受診できる環境を整え、また感染が拡大しないよう次の症状がある方は、受診できませんのでご了承ください。

- 受診前7日間以内に感冒症状や平熱より高い体温あるいは37.5度以上の発熱のある方
- 受診前7日間以内に強い倦怠感や息苦しさのある方
- 受診前7日間以内に原因のはっきりしない味覚・嗅覚異常のある方
- 受診前7日間以内に原因のはっきりしない下痢などの消化器症状が続いている方
- 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の示す感染者の療養期間が終了して1週間経過していない方
- 新型コロナウイルスの陽性者と接触した方で、陽性者の方の療養期間が終了してから1週間以上経過していない方

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 令和5年3月13日から屋内でのマスク着用については個人の判断が基本となりましたが、健診会場への来所の際はマスク（不織布）の着用を原則とさせていただきます。

新型コロナウイルスに関する健康相談コールセンターが開設されています。

◆ 島根県健康相談コールセンター

最寄りの保健所に設置されています健康相談コールセンターにご相談ください。

(受付時間 平日 8:30~21:00)

※ 聴覚に障害のある方、電話での御相談が難しい方に向けて、

FAX (096-247-6645) でもご相談できます。